

平成27年版 住宅工事仕様書【フラット35】技術基準改正対応表

住宅金融支援機構
株式会社井上書院

このたびは、住宅工事仕様書をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。

【フラット35】の技術基準改正（平成28年2月2日施行及び平成28年4月1日施行）に対応し、以下のとおり基準改正対応表を作成しました。

【フラット35】の物件検査申請時に本仕様書をご利用いただく場合には、この基準改正対応表を併せてご利用ください。

ページ・項目 (解:解説付)		改正後	改正前
木造	枠組	【ゴシック部分を変更】	(現行の仕様書の記載)
—	P35 解P67	4.4.1 土台の防腐・防蟻措置 1 ロ. □枠組壁工法構造用製材 及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 のJASに定める保存処理性能区分K3相当以上の防腐・防蟻処理材(北海道及び青森県にあつてはK2相当以上の防腐処理材)を用いる。	4.4.1 土台の防腐・防蟻措置 1 ロ. □枠組壁工法構造用製材のJASに定める保存処理性能区分K3相当以上の防腐・防蟻処理材(北海道及び青森県にあつてはK2相当以上の防腐処理材)を用いる。
—	解P70	用語 加圧式防腐・防蟻処理木材 表4.4下 また、枠組壁工法構造用製材 及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 のJASの保存処理(K1を除く)の規格に適合する工場処理による防腐・防蟻処理材と同等の効力があるものに、優良木質建材等認証(AQ)された木質建材などがある。	用語 加圧式防腐・防蟻処理木材 表4.4下 また、枠組壁工法構造用製材のJASの保存処理(K1を除く)の規格に適合する工場処理による防腐・防蟻処理材と同等の効力があるものに、優良木質建材等認証(AQ)された木質建材などがある。
P69 解P143	P87 解P172	7.4.3 防湿材の施工(枠組は9.4.3 防湿材の施工) 2. <u>グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材及びプラスチック系断熱材(JIS A 9511に規定する発泡プラスチック保温材(A種フェノールフォーム3種2号を除く。)、JIS A 9521に規定する発泡プラスチック断熱材、JIS A 9526に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであつて、吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。)、その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材(以下「繊維系断熱材等」という。)を使用する場合は、外気等に接する部分に防湿材等を室内側に施工して防湿層を設ける。ただし、次のいずれかの場合には、当該部位について防湿層の設置を省略することができる。</u>	7.4.3 防湿材の施工(枠組は9.4.3 防湿材の施工) 2. <u>グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材及びプラスチック系断熱材(JIS A 9511に規定する発泡プラスチック保温材(A種フェノールフォーム3種2号を除く。)、JIS A 9526に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであつて、吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。)、その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材(以下「繊維系断熱材等」という。)を使用する場合は、防湿材等を室内側に施工して防湿層を設ける。ただし、次のいずれかの場合には、当該部位について防湿層の設置を省略することができる。</u>

ページ・項目 (解:解説付)		改正後	改正前
木造	枠組	【ゴシック部分を変更】	(現行の仕様書の記載)
—	解P257	留意事項 乾燥材の使用 (中略) なお、枠組壁工法構造用製材 及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 のJASでは、含水率19%以下のものを乾燥材として「D」の文字を表示することとなっている。	留意事項 乾燥材の使用 (中略) なお、枠組壁工法構造用製材のJASでは、含水率19%以下のものを乾燥材として「D」の文字を表示することとなっている。
P131 解P257	P147 解P267	1-1.4.3 防湿材の施工 2. <u>グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材及びプラスチック系断熱材(JIS A 9511に規定する発泡プラスチック保温材(A種フェノールフォーム3種2号を除く。)、JIS A 9521に規定する発泡プラスチック断熱材、JIS A 9526に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであって、吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。)、その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材(以下「繊維系断熱材等」という。))を使用する場合は、外気等に接する部分に防湿材等を室内側に施工して防湿層を設ける。(以下略)</u>	1-1.4.3 防湿材の施工 2. <u>グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材及びプラスチック系断熱材(JIS A 9511に規定する発泡プラスチック保温材(A種フェノールフォーム3種2号を除く。))、JIS A 9526に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであって、吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。)、その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材(以下「繊維系断熱材等」という。))を使用する場合は、防湿材等を室内側に施工して防湿層を設ける。(以下略)</u>
P144 解P289	P160 解P295	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【評価方法基準(平成28年4月1日施行)に基づく場合】</p> <p>平成28年4月1日に施行された評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5-1(3)ただし書き(「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年国土交通省告示第266号)1に掲げる基準)に基づく場合は、本項によらず以下の1から5による。</p> <p>1.地域区分は、巻末付録7(地域区分一覧表)による。</p> <p>2.断熱工事の施工部位は、本章1-1.2(施工部位)による。</p> <p>3.各部位の断熱性能は、本章1-1.3(断熱性能)による。</p> </div>	

ページ・項目 (解:解説付)		改正後 【ゴシック部分を変更】	改正前 (現行の仕様書の記載)																																							
木造	枠組																																									
		<p>4.防湿材の施工、通気層の設置及び防風層の設置は、本章1-1.4.3(防湿材の施工)の2、本章1-1.4.7(壁の施工)の5及び6、本章1-1.4.9(屋根の施工)の2及び3による。</p> <p>5.開口部の断熱の仕様及び日射遮蔽措置は、一戸建て住宅にあつては表1-1.9.1-1、共同住宅等にあつては表1-1.9.1-2の開口部比率(外皮面積の合計に占める開口部の面積の合計の割合)の区分に応じ、それぞれ次のイ及びロを満たすものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1-1.9.1-1 一戸建の住宅における開口部比率の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域区分</th> <th colspan="4">開口部比率の区分</th> </tr> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> <th>(は)</th> <th>(に)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2・3地域</td> <td>0.07未満</td> <td>0.07以上 0.09未満</td> <td>0.09以上 0.11未満</td> <td>0.11以上</td> </tr> <tr> <td>4・5・6・7・8地域</td> <td>0.08未満</td> <td>0.08以上 0.11未満</td> <td>0.11以上 0.13未満</td> <td>0.13以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表1-1.9.1-2 共同住宅等における開口部比率の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域区分</th> <th colspan="4">開口部比率の区分</th> </tr> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> <th>(は)</th> <th>(に)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2・3地域</td> <td>0.05未満</td> <td>0.05以上 0.07未満</td> <td>0.07以上 0.09未満</td> <td>0.09以上</td> </tr> <tr> <td>4・5・6・7・8地域</td> <td>0.05未満</td> <td>0.05以上 0.07未満</td> <td>0.07以上 0.08未満</td> <td>0.08以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 開口部の断熱の仕様は、下表の地域区分及び開口部比率の区分に応じた熱貫流率を満たすものとする。ただし、開口部の合計面積が住宅の床面積の2%以下となるものについては、これによらず施工することができる。</p>	地域区分	開口部比率の区分				(い)	(ろ)	(は)	(に)	1・2・3地域	0.07未満	0.07以上 0.09未満	0.09以上 0.11未満	0.11以上	4・5・6・7・8地域	0.08未満	0.08以上 0.11未満	0.11以上 0.13未満	0.13以上	地域区分	開口部比率の区分				(い)	(ろ)	(は)	(に)	1・2・3地域	0.05未満	0.05以上 0.07未満	0.07以上 0.09未満	0.09以上	4・5・6・7・8地域	0.05未満	0.05以上 0.07未満	0.07以上 0.08未満	0.08以上		
地域区分	開口部比率の区分																																									
	(い)	(ろ)	(は)	(に)																																						
1・2・3地域	0.07未満	0.07以上 0.09未満	0.09以上 0.11未満	0.11以上																																						
4・5・6・7・8地域	0.08未満	0.08以上 0.11未満	0.11以上 0.13未満	0.13以上																																						
地域区分	開口部比率の区分																																									
	(い)	(ろ)	(は)	(に)																																						
1・2・3地域	0.05未満	0.05以上 0.07未満	0.07以上 0.09未満	0.09以上																																						
4・5・6・7・8地域	0.05未満	0.05以上 0.07未満	0.07以上 0.08未満	0.08以上																																						

ページ・項目 (解:解説付)		改正後 【ゴシック部分を変更】				改正前 (現行の仕様書の記載)																																		
木造	枠組																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地域区分</th> <th colspan="4">熱貫流率(W/m²・K)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">開口部比率の区分</th> </tr> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> <th>(は)</th> <th>(に)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2・3地域</td> <td>2.91以下</td> <td>2.33以下</td> <td>1.90以下</td> <td>1.60以下</td> </tr> <tr> <td>4地域</td> <td>4.07以下</td> <td>3.49以下</td> <td>2.91以下</td> <td>2.33以下</td> </tr> <tr> <td>5・6・7地域</td> <td>6.51以下</td> <td>4.65以下</td> <td>4.07以下</td> <td>3.49以下</td> </tr> <tr> <td>8地域</td> <td colspan="4">—</td> </tr> </tbody> </table>				地域区分	熱貫流率(W/m ² ・K)				開口部比率の区分				(い)	(ろ)	(は)	(に)	1・2・3地域	2.91以下	2.33以下	1.90以下	1.60以下	4地域	4.07以下	3.49以下	2.91以下	2.33以下	5・6・7地域	6.51以下	4.65以下	4.07以下	3.49以下	8地域	—					
地域区分	熱貫流率(W/m ² ・K)																																							
	開口部比率の区分																																							
	(い)	(ろ)	(は)	(に)																																				
1・2・3地域	2.91以下	2.33以下	1.90以下	1.60以下																																				
4地域	4.07以下	3.49以下	2.91以下	2.33以下																																				
5・6・7地域	6.51以下	4.65以下	4.07以下	3.49以下																																				
8地域	—																																							
		<p>ロ. 開口部(全方位)の日射遮蔽措置は、地域区分及び開口部比率の区分に応じ、一戸建て住宅にあつては表1-1.9.2-1、共同住宅等にあつては表1-1.9.2-2に掲げる仕様等とする。ただし、開口部(直達光が入射する天窓は除く。)の合計面積が、住宅の床面積の4%以下となるものについては、これによらず施工することができる。</p>																																						
		<p>表1-1.9.2-1 一戸建て住宅における日射遮蔽措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>開口部比率の区分</th> <th colspan="2">仕様等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">5・6・7地域</td> <td rowspan="2">(ろ)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ガラスの日射熱取得率が0.74以下であるもの</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>付属部材又はひさし、軒等を設けるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(は) ・ (に)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ガラスの日射熱取得率が0.49以下であるもの</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ガラスの日射熱取得率が0.74以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8地域</td> <td rowspan="2">(い)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>付属部材(南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る)を設けるもの</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>付属部材又はひさし、軒等を設けるもの</td> </tr> </tbody> </table>				地域区分	開口部比率の区分	仕様等		5・6・7地域	(ろ)	<input type="checkbox"/>	ガラスの日射熱取得率が0.74以下であるもの	<input type="checkbox"/>	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの	(は) ・ (に)	<input type="checkbox"/>	ガラスの日射熱取得率が0.49以下であるもの	<input type="checkbox"/>	ガラスの日射熱取得率が0.74以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの	8地域	(い)	<input type="checkbox"/>	付属部材(南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る)を設けるもの	<input type="checkbox"/>	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの														
地域区分	開口部比率の区分	仕様等																																						
5・6・7地域	(ろ)	<input type="checkbox"/>	ガラスの日射熱取得率が0.74以下であるもの																																					
		<input type="checkbox"/>	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの																																					
	(は) ・ (に)	<input type="checkbox"/>	ガラスの日射熱取得率が0.49以下であるもの																																					
		<input type="checkbox"/>	ガラスの日射熱取得率が0.74以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの																																					
8地域	(い)	<input type="checkbox"/>	付属部材(南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る)を設けるもの																																					
		<input type="checkbox"/>	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの																																					

ページ・項目 (解:解説付)		改正後 【ゴシック部分を変更】		改正前 (現行の仕様書の記載)		
木造	枠組					
			<input type="checkbox"/> (ろ) ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの <input type="checkbox"/> 付属部材を設けるもの <input type="checkbox"/> (は・に) ガラスの日射熱取得率が0.49以下のものに、付属部材(南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る)又はひさし、軒等を設けるもの			
表1-1.9.2-2 共同住宅等における日射遮蔽措置						
		地域区分	開口部比率の区分	仕様等		
		8地域	(ろ)	<input type="checkbox"/>	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの	
	(は・に)		<input type="checkbox"/>	ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの		
			<input type="checkbox"/>	付属部材を設けるもの		
—	P 172 解P324	5.5.2 外壁の枠組の防腐・防蟻措置 1 ロ (イ) (中略)		5.5.2 外壁の枠組の防腐・防蟻措置 1 ロ (イ) (中略)		
		化粧ばり構造用集成柱	集成材のJAS に適合するもの		化粧ばり構造用集成柱	集成材のJAS に適合するもの
		構造用集成材	集成材のJAS に適合するもの		構造用集成材	集成材のJAS に適合するもの
		構造用単板積層材	単板積層材のJAS に適合するもの		構造用単板積層材	単板積層材のJAS に適合するもの
		枠組壁工法構造用たて継ぎ材	枠組壁工法構造用製材及び 枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに適合するもの		枠組壁工法構造用たて継ぎ材	枠組壁工法構造用たて継ぎ材のJASに適合するもの

注1:「木造」は木造住宅工事仕様書、「枠組」は枠組壁工法住宅工事仕様書を示す。

注2:「P×××」は設計図面添付仕様書、「解P×××」は解説付仕様書のページを示す。